

アルバイトガイドラインの改定について

新型コロナウイルスの影響により感染予防等に関する記述を追加していたアルバイトガイドラインについて、2023年5月から感染症法上、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行されたことに伴い見直しを行い、主に下記の内容を改定しました。

①「コロナ禍におけるアルバイト」部分の記述を削除。

②最低賃金について追記。

③アルバイト届の提出について追記。

学生の本分である学業を優先し、学業とのバランスを取って健全な学生生活を送るための指針としてこのアルバイトガイドラインを利用してください。

経済的支援としては、各種奨学金制度もあります。アルバイト収入に頼る前にアドバイザーや学生サービスセンターに相談してください。

2023年5月9日施行

2020年9月8日施行

2014年4月1日施行

アルバイトガイドライン

このガイドラインは、学生自身の健康と豊かな学生生活を守ることを目的とし、学生の皆さんへのアルバイト調査をもとに学生支援協議会が作成しました。アルバイトを禁止するわけではありません。学生の本分である学業を優先し、学業とのバランスを取って健全な学生生活を送るための指針としてこのガイドラインを利用してください。

経済的支援としては、各種奨学金制度もあります。アルバイト収入に頼る前にアドバイザーや学生サービスセンターに相談してください。

学業とアルバイトに関する目安

1. アルバイトの職種

聖隷クリストファー大学の学生であることを自覚し、適切な職種を選びましょう。収入が多い職種の中には学生にとって適切でないと思われるものがあります。

2. アルバイトの日数

アルバイトの日数は、週に1～3日位が適当です。それ以上になると急激に体調不良や授業への影響が生じる結果が出ています。

3. アルバイト終了時刻

終了時刻は、アルバイト開始時刻の早い、遅いに関わらず22時位までにしましょう。それを超えると疲れが残り、翌日の授業を集中して受ける体調が維持できません。

4. アルバイト拘束時間と収入

ひと月の収入額は5～6万円位までが体調不良や授業に影響しないぎりぎりのラインです。(6万円程度の収入を得るには、時給1,000円と仮定して平日2日4時間ずつ、週末1日8時間程度働かなくてはなりません。)

I. アルバイトの雇用条件を確認しよう

雇用条件は口約束ではなく、以下の項目について文書で明確になっているかを確認し、納得したうえで契約書を取り交わしてください。また、サインした契約書の一部は雇用者が保管しますが、もう一部（コピーでもよい）は必ず学生自身のものとして大切に保管してください。

<業務内容>

仕事には責任はつきものです。ただその責任が無資格の学生が負える範囲以内のものであるか、注意が必要です。判断に迷う場合は学校や保護者に相談して、そのうえで契約書を取り交わしてください。

<業務時間>

明記されているかを確認します。時間延長を言われた場合の対応や、最大限の延長時間を確認し、終了時刻を確実にしておくことが大切です。

<最低賃金の確認>

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。正社員だけではなく、アルバイトを含め働く全ての人に賃金の最低額が保証されています。例年 10 月上旬に都道府県ごとの最低賃金が改定されます。改定された場合は、掲示等で周知をしていますので必ず確認してください。

<業務回数とアルバイト予定日程の取り決め>

時間割や定期試験など予め予測されることを考えてアルバイト日程を計画することが重要です。月ごとに日程を更新していく場合は、できない日の予定の連絡を早めに入れることで責任感のある学生として信頼されるでしょう。

<突然の休みの連絡>

予定外の試験やレポート提出、突然の体調不良など休まなければならない事由が生じた時点で雇用先にまず連絡してください。また再試験など学業優先によりやむを得ず休まなければならない事が生じる場合がある旨を、あらかじめ雇用先に伝えておくことが重要です。

自分勝手な理由でアルバイトを中止することはできませんが、やむを得ない理由で急な休みを連絡した際に、雇用先から代替要員の確保を依頼される場合があります。このことについても契約書に書かれているかどうかを確認しておけば、学業よりアルバイトを優先せざるを得なくなったり、友人への強要などのトラブルを起こしたりしないで済みます。また、代替要員を確保できない場合は、そのことをはっきりと伝えましょう。

II. アルバイト届を提出（Web 入力）しよう

右記 QR コードから「アルバイト届」を提出（Web 入力）してください。



III. アルバイト中にトラブルに遭遇した場合の対応について

トラブルが起こったと気づいた時点でその場（店、病棟など）の責任者に報告してください。利用者（客、患者さん）から言いがかりと思えるようなことを言われた場合も同様です。特に夜間は飲酒により気持ちが大きくなっている利用者の言動もあります。アルバイト先に迷惑をかけたくないという学生の気持ちに付け込んでくる利用者もいます。

まずは、頼れる先輩や責任者にすぐに報告し対応してもらいましょう。

<過去のトラブルの実例>

- ・ 頼んだ商品と違うと言われた（必ず、注文はその場で復唱し、確認すること）。
- ・ 患者さんから依頼されたことを忘れてしまい、そのことを患者さんが看護師さんに訴えて看護師さんが対応した（依頼されたことは必ずその場でメモを取ること、忙しい場合は、看護師さんに患者さんの要望を早めに伝えること）。
- ・ 年齢確認のレジ機能を持っていないレジのアルバイトで未成年に酒類販売をしてしまった。警察が飲酒中の未成年を補導し、販売したレジ係のアルバイト学生が処罰の対象となった（未成年かどうか疑わしい場合は上司に確認すること）。
- ・ 「利用者からのセクハラ」、「店長からのセクハラ」などセクシャル・ハラスメントと思える言動や行動に遭遇することもあります。そうした場合は「No（いやです）!」、あるいは「〇〇さん、それセクハラです」とはっきり言葉で表現する。

IV. トラブルが起こった場合

万が一アルバイトで何かトラブルが起こった場合、アルバイト先の会社を管轄する労働基準監督署に相談する事ができます。まずは学生サービスセンターやアドバイザーの先生に相談してください。

◇聖隷クリストファー大学学生サービスセンターTEL053-439-1125

◇静岡労働局総合労働相談コーナーTEL054-252-1212

◇浜松労働基準監督署内浜松総合労働相談コーナーTEL053-456-8148